

会 務 月 報

第338号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第3回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年2月9日(水)14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦

委 員・松橋孝則、横須賀満夫、伊藤典男、高橋 宏、

丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長・野呂敏秋

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、野出友樹

議 事

1. 会誌の誌面刷新等について

事務局より、資料1により会誌の誌面刷新等について説明し、了承された。このことについては、2月に開催される常任理事会に諮ることとした。

①昨年の10月に前委員長(戸田和孝氏)が辞任したことにより、本会理事である森野美徳氏が新委員長に選任され新体制でスタートした。

②長年編集作業を依頼していた(有)トータルメディアプラネット(木山恵世氏)から、昨年12月22日付で平成23年3月号をもって編集業務を辞退するという申し入れがあったため、平成23年4月号からの編集作業について数社の編集企画会社を選定し、実績等を検討した結果、企業及び公益法人の広報誌等を長年手がけている(有)城市創事務所(城市創氏)に、当面の編集業務を依頼することとした。

③会誌編集専門委員会では、長年の懸案であった表紙デザインを含めた誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から以下のとおり変更することとした。

1) 基本姿勢

- ・会員の情報共有、相互交流の媒体とする。
- ・日事連について広報するとともに、その社会的地位向上を図る。
- ・日事連及び単位会の取り組み・課題を主要テーマとする。
- ・会員の業務に役立つ情報を掲載する。(行政情報等)

2) 会誌名称の変更

新名称「日事連」、サブタイトル(建築士事務所の全国ネットワーク)

現名称「Argus-eye」は7年余り使用しているが、名称の意味が理解できない、日事連の会誌と結びつかない等、会員に浸透していないことから変更する。

3) 表紙デザインの変更

現在は表紙が目次化されているが、今後は各号ごとに記事と関連した写真1点を中心に、特集タイトル等を記載する。

4) 発行人の変更

北野芳男常務理事から高津充良専務理事に変更する。

5) 上記1) 基本姿勢に則った特集及び連載企画を提案・検討することとし、あわせて単位会及び会員からの原稿執筆を増やす。

2. 日事連ホームページのリニューアルについて

事務局より、資料2により本年4月1日公開を予定している日事連ホームページのリニューアルについて、順調に作業が進んでいることを報告した。

3. UIA2011東京大会におけるイベントの実施について

事務局より資料3により、以下のとおりUIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について説明を行い、了承された。また、共催イベントの実施に係る経費について、原則的に日事連が全額負担することについても了承された。

①「東京の建築のいま」をテーマにしたパネルディスカッションと東京都庁舎見学ツアー

②日本の代表的な建築設計事務所訪問ツアー

4. 平成23年度事業計画(案)について

事務局より、資料4により平成23年度事業計画(案)について説明し、(案)のとおりに了承された。なお、事業項目は以下のとお

り。

①建築士事務所キャンペーンの実施

②会誌の充実・発行

③要望・陳情運動の実施

④ホームページを活用した広報活動

⑤UIA2011東京大会における共催イベントの実施

次回委員会 平成23年5月10日(火)14:00～16:00

■平成23年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成23年3月8日(火)13:30～16:05

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名

出席者数 30名

(内、表決委任状提出者3名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、
西村 武

理 事 秋野卓生、上原伸一、大野和男、荻原幸雄、
佐野吉彦、鈴木眞生、野呂幸一、水谷達郎、
水庭武宣、宮原克平、村山高文、森野美徳

監 事 岡田利一、甲斐孝明

欠席者(表決委任者)理事: 河野久、吉田 敏、割田正雄

欠席者 理事: 浅野善治、岡部明子、富田 裕、馬場錬成
監事: 栗原憲昭

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

(3)議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成23年2月22日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、次の事項の説明がなされた。

①平成23年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

大内総務・財務委員長より、常任理事会で決定した平成23年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、昨年度より日事連建築賞は応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認め、会員増強の一環として実施した。平成23年度では、上記の主旨を前提にして、日事連建築賞が公益性をもつ事業であることを前面に出すために、目的では「単位会の会員である」という記述を削除し、応募資格では記述内容を整理した。

ただし、応募資格で第2次審査候補作品に選考された時点で、単位会会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募することは、従来どおりである。

また、選考委員会委員では2名の変更を行った。(新)井上俊之(国土交通省大臣官房審議官・建築行政担当)、野呂敏秋(日事連副会長、榊鳳建築設計事務所代表取締役会長)、(旧)佐々木基(国土交通省前大臣官房審議官・建築行政担当・現道路局次長)、山崎善利(日事連相談役・前副会長)。

その他年度が変わったことにより対象となる建築物の

竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

②会誌の誌面刷新の決定の件

富岡広報・渉外委員長及び森野会誌編集専門委員長より、常任理事会で決定した会誌の誌面刷新について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年の10月より、前委員長(戸田和孝氏)の辞任に伴い、本会理事である森野美徳氏が新委員長に選任され新体制でスタートした。また、長年、会誌の編集作業を依頼していた(有)トータルメディアブラネット(木山恵世氏)から、昨年12月22日付で平成23年3月号をもって編集業務を辞退するという申し入れがあったため、平成23年4月号からの編集作業について数社の編集企画会社を選定し、実績等を検討した結果、企業及び公益法人の広報誌等を長年手がけている(有)城市創事務所(城市創氏)に、当面の編集業務を依頼することとした。

会誌編集専門委員会では、長年の懸案であった表紙デザインを含めた誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から以下のとおり変更することとした。

①基本姿勢

- ・会員の情報共有、相互交流の媒体とする。
- ・日事連について広報するとともに、その社会的地位向上を図る。
- ・日事連及び単位会の取り組み・課題を主要テーマとする。
- ・会員の業務に役立つ情報を掲載する(行政情報等)。

②会誌名称の変更

新名称・「日事連」、サブタイトル(建築士事務所の全国ネットワーク)。現名称「Argus-eye」は7年余り使用しているが、名称の意味が理解できない、日事連の会誌と結びつかない等の意見があり、会員に浸透していないことから変更する。

③表紙デザインの変更

現在は表紙が目次化されているが、今後は各号ごとに記事に関連した写真1点を中心に、特集タイトル等を記載する。

④発行人の変更

建築関係10団体の会誌発行人を調べたところ、専務理事名が9団体、会長名が1団体であったため、本会も現・北野芳男専務理事から高津充良専務理事に変更する。

⑤上記①基本姿勢に則った特集及び連載企画を提案・検討することとし、あわせて単位会及び会員からの原稿執筆を増やす。

議長より、以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1及び資料2のとおりこれを承認した。

2) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)の承認の件

野呂全国大会運営特別委員長より、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)について、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「環境・人・建築 次世代への継承」、大会スローガン「さとを継ぎ、わざを伝え、こころを繋ぐ」、大会宣言「われわれ建築士事務所は 地域から地球規模に至る自然環境に配慮しつつ 常に新たな建築文化の創造に挑むとともに 住まいと都市づくりに携わる建築の職能を認識し 先人から引き継いだ技を伝え人を育み 環境・人・建築の優れた財産を 次世代に継承することを宣言する。」として平成23年10月21日に福島市の「福島県文化センター」で開催する。

大会行事としては、パネディスカッション、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティが予定されている。

パネディスカッションは「多様な居住形態と循環型の住まいづくり(仮称)」をテーマとし、福留功男氏(アウンサー)をコーディネーターとして、パネリスト4名で行う予定である。また、記念講演は、「宇宙から地球環境を考える(仮称)」をテーマとし、講演者は毛利衛(宇宙飛行士・日本科学未来館館長)が予定されている。記念パーティの会場は「サンパレス福島」となっている。なお、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円は従来どおりとし、収支予算総額は6,000万円となっているとの説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、

資料3のとおりこれを承認した。

3) 会員への管理建築士講習の未受講者対策の承認の件

上野教育・情報委員長より、会員への管理建築士講習の未受講者対策について、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習の経過措置期間(平成23年11月27日まで)の終了が迫ってきたことを踏まえ、会員を対象に、受講忘れによる事務所の登録取り消し等の事態が発生することを防ぐため、本年5月から7月頃に対応措置を講じたい。未受講により登録が取り消された場合、当該事務所のみならず、顧客(消費者)にも多大な影響を及ぼし、混乱を招くことが想定される。こうした事態の発生を未然に防ぐことで、会員事務所をはじめ、消費者等の保護を図るとともに、事務所協会及び会員事務所に対する社会的信頼の確保を図る。このため、各単位会の協力を得て、単位会会員に対し、受講促進の周知及び受講有無の確認等の事項を記載した往復ハガキを発信し、その返信結果もしくは未返信の状況等を確認・管理する形により実施する。これらの経費について単位会への助成措置を講じる。実施時期は、本年5月から7月頃を想定している。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

4) 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施の承認の件

中野指導運営委員長より、苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

① 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)に関する助成制度の期間延長について

平成23年4月以降も継続して個別レポートに関して従来通り1件につき12,000円の助成を行う。個別レポートを基にした苦情の解決業務の事例集の作り方については、指導運営委員会で協議する。助成の期間延長は、平成24年度(平成25年3月末)までとする。その後については、実施状況等を

勘案し、改めて検討する。個別レポートの助成額の上限は、従来通り1単位会あたり年間300,000円とする。

② 単位会の指導委員等を対象とした「苦情解決業務研修会」の実施について

単位会の指導委員等を対象として、ブロック単位ごとを原則として苦情の解決業務の事例集をもとに研修会を実施する。日事連は、日事連から派遣する講師の旅費・宿泊費、および研修会の会場費を助成する。研修会の実施は、当面、平成23年度(平成24年3月末)までとする。その後については、実施状況等を勘案し、改めて検討する。単位会の指導委員等の研修会参加に係る旅費・宿泊費については、それぞれの単位会で負担する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

5) UIA 2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施の承認の件

富岡広報・渉外委員長及び高津専務理事より、UIA 2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年11月に単位会・ブロック協議会に対し、UIA2011東京大会で実施を企画しているイベントで、計画を進めている単位会(又はブロック協議会)において、日事連との共催を希望するものがあれば、本年1月までに提案するよう依頼したところ、東京会から共催希望のイベント提案があった。

当初、中央の建築関係団体と共催できればと考えていたところ、他団体がそれぞれ独自に実施することとなったため、日事連独自のイベントの実施について検討を行うこととしたが、開催までの期間が1年を切ることから、昨年の11月17日開催の常任理事会において、単位会(又はブロック協議会)が実施を予定しているイベントで、日事連との共催として実施がふさわしいものについて、日事連プロジェクトとして支援していく方向で検討していくこととした。については、東京会が提案する、参加者が建築士事務所の設計の現場と活動の一端に触れ、設計に理解を深め、建築に親しむ機会を提供するイベン

トである①『日本の代表的な建築設計事務所訪問ツアー』及び②『「東京の建築のいま」をテーマにしたパネルディスカッションと東京都庁舎見学ツアー』は、日事連が共催するにふさわしい企画であると思われるので、共催イベントとして実施することとしたい。

その実施に係る経費については、原則として日事連が全額負担することとしたい。なお、UIA2011東京大会日本組織委員会では、中央の建築関係団体がイベントを実施するにあたり、その一部を助成する予定としているので、その助成も活用したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

- 6) 会員増強への取組についての中間報告(叩き台)の承認の件
西村会員増強検討WG主査及び高津専務理事より、会員増強への取組についての中間報告(叩き台)について、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会への会員増強に関するアンケート調査を実施し、それを踏まえて単位会での会員増強への取組についての中間報告(叩き台)を資料7のとおりまとめた。5年後の日事連の構成員数が2万事務所になること及び10年後に加入率30%を目指すことを目標にしているが、これは単位会の会員数が毎年6.5%増加しなければ達成できない数字である。今回の会員増強への取組についての中間報告(叩き台)をベースにして23年度は単位会やブロックに意見を求め、必要な見直しを行ったうえで会員増強の実施方針としてとりまとめを行い、23年度内に理事会決定し、会長会議に報告する予定としている。なお、具体的な活動については、できるものから早急に取り組んでいくことにしている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7のとおりこれを承認した。

- 7) 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の承認の件

高津専務理事より、平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業について、資料8によって次の

趣旨の説明がなされた。

平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)は日事連創立50周年(昭和37年9月14日、全事連として創立)にあたることから、50周年記念事業として拡大して行うこととし、開催日については、平成24年10月5日(金)又は12日(金)を候補としたい。会場は、日程、規模等を勘案し、帝国ホテルで開催することとしたい。記念事業のイメージとしては、式典、イベント、記念誌の発行、一般への広報・PR、その他必要な事業を行う予定である。この事業の企画、立案、運営のため、仮称・全国大会50周年事業特別委員会(委員構成は日事連会長を委員長とし、委員は副会長2名、首都圏の常任理事・理事から4名程度を選出)の設置をしたい。また、特別委員会の下に事業企画運営小委員会(仮称)及び記念誌小委員会(仮称)を設置して準備を進めていきたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

- 8) 第55回通常総会議案の承認の件

- ①平成22年度収支更正予算の承認の件(第1号議案)

北野常務理事より、平成22年度収支更正予算について、資料9、資料11、資料12によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度収支予算について、次のとおり更正を行いたい。

- i. 平成21年度収支決算(平成22年6月17日総会承認)において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 適合証明業務登録機関特別会計の収支の改善を図るため、平成22年12月6日の通常理事会での決定に沿い、適合証明技術者の登録講習に関わるテキスト収支を一般会計から適合証明業務登録機関特別会計へ移管すると共に、管理建築士講習受講者の減少見込による減収等に伴う更正及び科目の設定を行う。

・一般会計「講演講習会収入」及び「講演講習会費」の更正

・適合証明業務登録機関特別会計「講演講習会収入」及び「講習会テキスト印刷費」の科目設定

iii. 所管官庁である国土交通省より、特定資産の積立額について適正化するよう指摘を受け、積立を行わないことによる更正。

・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の「財政安定積立預金支出」

iv. 職員1名の退職(6月)に伴う、一般会計の「退職給与積立預金取崩収入」及び「退職金支出」の更正

v. 以上の更正の他、決算推定額が予算額と大幅に乖離すると見込まれる科目についても、所要の更正を行うこととした。

②平成23年度事業計画の承認の件(第2号議案)

大内総務・財務委員長、上野教育・情報委員長、田端業務・技術委員長、富岡広報・渉外委員長、中野指導運営委員長、高津専務理事により、資料11によって平成23年度事業計画について次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

i. 総務・財務に関することでは、法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。また、平成24年度の一般社団法人への移行に向け、移行申請準備に取り組む。

ii. 教育・情報に関することでは、建築士事務所の開設者をはじめ、管理建築士、建築士事務所に所属する建築士等の能力の維持向上並びに高い倫理の保持を図るべく、講習・研修制度の充実を図るとともに、建築CPD情報提供制度の活用促進、及びインターンシップに関する調査研究等の事業を推進する。特に、管理建築士講習等

の法定講習については、経過措置期間の終了を迎える中、登録講習機関((財)建築技術教育普及センター)との緊密な連携を図りつつ、単位会とともに、実施協力機関として円滑な講習運営を図りつつ、一層の受講促進に取り組んでいく。

iii. 業務・技術に関することでは、建築士事務所の業務に関する諸課題への対応を行う。また、業務・技術に関する講習、建築士事務所賠償責任保険制度の推進などを行う。

iv. 広報・渉外に関することでは、建築士法で規定された法定団体としての社会的意義及び役割を、会員事務所、未加入事務所、国民へ周知するための広報活動を、建築士事務所キャンペーン、会誌、ホームページ、単位会が開催する各種講習会やイベントを活用して実施する。

v. 指導運営に関することでは、建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5(苦情の解決)に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。また、単位会の苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)を基にした事例集を単位会へ提供し、必要に応じて単位会の指導委員会を対象とした研修会を実施する。

vi. 建築設計制度等対応に関することでは、建築設計・工事監理等に係る制度、資格及び業務等に関して、建築関係団体で構成する各種外部会議での諸検討課題について、日事連の意見の検討を行い機動的に対応する。また、建築設計監理業法(建築士事務所法)の実現に向けた提言内容について検討を進める。

vii. 景観・まちづくりに関することでは、国が推進している地域における建築等を通じた景観形成や、まちづくり活動に関する様々な施策への協力体制の整備を図るとともに、地域の景観・まちづくり活動に対してどのように対応していくか、引き続き検討する。

viii. 適合証明業務登録機関に関することでは、適合証明技術者が適正に適合証明業務が実施されるよう、住宅金融支援機構と連携を図りつつ、登録制度の適正化に向けた

取り組みを行う。

③平成23年度収支予算の承認の件(第3号議案)

北野常務理事より、平成23年度収支予算案の一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について、資料10、資料11、資料12によって、次の趣旨の説明がなされた。

3会計の収支予算の合計では、事業活動収入では、会費収入1億8,346万円、事業収入1億2,502万円、雑収入63万円、特定預金取崩収入5,002万円、合計3億5,917万円となっている。事業活動支出では、事業費2億8,786万円、管理費9,662万円、特定預金支出853万円、合計3億9,301万円となり、事業活動収支差額は3,384万円の支出超となり、予備費支出は363万円を予算化し、当期収支差額は3,747万円の支出超となる。前期繰越収支差額は5,084万円を予定し、次期繰越収支差額は1,337万円となっている。

これに関連し、上原理事より従来の収支予算では収支相償との観点から次期繰越金額が0となる収支予算となっていたが、今回は次期繰越金額が予算化されていることについての質問と適合証明業務登録機関特別会計の登録業務がない年度の事務所費と人件費の負担割合について質問があった。

これは、従来は収支相償との観点から次期繰越額が0となるように、支出予算を安全側に予算化して次期繰越額が0となるよう予算化していたが、前年度に上原理事からご指摘を受けたので再検討し、所管課へも確認のうえ、今回から収支相償を原則とせずに、実情に合った収支予算にしたため、次期繰越金額を予算化できた。今後もこのような方針で行う予定である。また、適合証明業務登録機関特別会計の事務所費と人件費の負担割合については、現在は登録がある年度と登録がない年度の2年間分を平均化して負担割合を決めている。今後、事務所費と人件費の負担割合については、次回の登録受付年度である平成24年度に向けて関係する委員会等で検討していきたい旨の説明が高津専務理事及び北野常務理事よりなされた。

議長より、以上の①から③の議案の承認について諮ったと

ころ、異議なく、これを承認し、第55回通常総会でそれぞれ第1号議案、第2号議案、第3号議案として提案することを決定した。

9) 第55回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第55回通常総会等の日程及び運営について資料13により次の趣旨の説明がなされた。

平成23年3月29日(火) 会場:八重洲富士屋ホテル

11:00～12:30 3月常任理事会

13:30～15:30 第112回建築士事務所協会全国会長会議

15:40～16:20 第55回通常総会(平成23年度予算総会)

16:30～17:10 第38回日事政研総会

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料13のとおりこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築基準法見直し検討会のとりまとめの公表と確認手続等の更なる運用改善について

高津専務理事より、建築基準法見直し検討会のとりまとめの公表と確認手続等の更なる運用改善について次の趣旨の報告が資料14によってなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表が平成22年12月17日に国土交通省からなされた。同日に建築設計関係4団体へ国土交通省から①建築確認審査の事前協議の実施状況に係る調査、②確認申請図書の簡素化に係る調査の2項目からなる「建築確認手続き等の更なる運用改善に係る調査の実施について」の依頼があり、提出期限は平成23年1月7日とされていたため、本連合会は単位会に同調査の協力を求め、調査結果をまとめ平成23年1月7日に国土交通省へ提出した。また、平成23年1月12日には建築設計関係4団体で国土交通大臣へ「建築基準法見直し検討会とりまとめの着実な履行について」を要望した。また、国では建築基準法施行規則及び建築基準法施行令に係る関係告示等の一部を改正する案に関する2件のパブリックコメントの募集を2月22日から3月23日まで行っている。これについては、本会のホームページ新着情報に掲載するとともに、業務・技術委員会、

構造技術委員会の委員に連絡した。

2) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

事務局より、資料15によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年12月20日及び平成23年2月14日に開催された登録制度運営委員会で、次の者に対し登録規程に基づき処分を行った。

①適合証明技術者船越正生及び当該適合証明技術者が所属する有限会社船越正生建築設計事務所に対し、登録取消しと永年の再登録拒否。

②適合証明技術者岡山勝治及び当該適合証明技術者が所属する大京住宅株式会社2級建築士事務所に対し、登録取消しと永年の再登録拒否。

③適合証明技術者江成早百合及び当該適合証明技術者が所属する株式会社GAKUdesignに対し、業務停止6ヶ月。

④適合証明技術者島田義久及び当該適合証明技術者が所属する株式会社7L7建築設計事務所に対し、業務停止3ヶ月。

⑤適合証明技術者前橋一郎及び当該適合証明技術者が所属する2級建築士事務所中央工務店に対し、業務停止6ヶ月。

⑥適合証明技術者小池典正及び当該適合証明技術者が所属するこいけ建築設計事務所に対し、業務停止1年。

また、業務範囲外の適合証明業務を行った二級建築士の適合証明技術者に対しての文書戒告を14名に行った。なお、二級建築士の適合証明技術者に対し2月4日付で、建築士資格による適合証明業務の範囲についてのお知らせを郵送し、再度、周知を図った。

これに関連して、荻原理事より、建築士事務所の級別の表示をしてはどうかとの意見があった。

これについては、適合証明技術者登録制度は、建築士事務所に所属する建築士の登録となっていて、登録した適合証明技術者の建築士の資格種別によって適合証明業務の業務範囲が登録規定により規定されている。現状でも一級建築士事務所に所属する2級建築士が適合証明技術者として登録

している実態があり、適合証明技術者の登録証明書には建築士の資格種別は表示されている旨の説明が事務局よりなされた。

3) 平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について

上野教育・情報委員長より、平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について、次の趣旨の報告が資料16によってなされた。

昨年12月、(財)建築技術教育普及センターより、受講料の値下げを含む平成23年度建築士定期講習の改善策が、本会並びに建築士会連合会に提案された。これを受けて、本会及び単位会としての対応方針の検討を開始し、センター提案に対する単位会の意向調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、本年1月28日に開催した第3回教育・情報委員会で、センターへの回答基本方針について協議し、次の主な事項を内容とする改善策に対する回答書を作成した。

①平成23年度は受講料の値下げは行わず、翌24年度からの値下げに向けて検討を継続する。

②DVDの活用や既受講者への受講申込書の送付等の利便向上を図る事項は、実施を要請。

③要請型講習は、継続検討課題とする。

④会場費の全国一律単価の設定には同意できない。

この内容を、正副会長及び常任理事の確認を経た上で、去る2月7日にセンター宛て、回答書を提出した。

センターは、本会及び建築士会連合会からの回答を踏まえて改善内容を固め、2月10日に本会宛てに回答がなされ、その回答内容は、基本的に本会の意向に添う内容であった。

今後の進め方については、平成24年度からの受講料の値下げに向け、本年12月までにその方針を定めることを目途に、登録講習機関である(財)建築技術教育普及センターとも協議を進めていくこととしたい。なお、それに伴う減収への対応については、原則として、関係三者(単位会、日事連、センター)が公平に負担することを念頭に協議を進めていくこととしたい。いずれにせよ、講習を的確に実施していくためには、受講料

の値下げに対する単位会の理解と協力が特に必要である。
また、センターとの協議は12月の全国会長会議までに決定したいが、逆算していくと本会としての方針を固めていくのは6月頃を目途としたい。

これに関連して、山田副会長から本会での方針決定を6月とすると、教育・情報委員会での協議、常任理事会での協議を経て、6月2日の理事会での方針決定、6月16日の全国会長会議で報告する。そのためには、かなり早送りして手続きを行わなければならないので日程的に心配であるとの意見があった。これについては、最終的には12月の全国会長会議で決定内容が報告できるように、それに向けてそれぞれの段階を経て集約していきたい旨の説明が上野教育・情報委員長及び高津専務理事よりなされた。

4) 建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について次の趣旨の報告が資料17によってなされた。

昨年の12月に開催された第17回建築CPD運営会議(事務局: (財) 建築技術教育普及センター)において、平成23年度から①建築士定期講習の認定開始(既実施分も遡って認定する予定)②推奨単位(12単位)の設定の2つの制度改善を実施すること及び各加盟団体及びその単位会において、都道府県等に対する制度活用に向けた働き掛けを行うことが決定された。教育・情報委員会が協議の結果、今後、次の対応を行うこととなった。

制度改善の情報提供としては、制度改善の内容について、単位会宛て情報提供を行うことに併せ、改善内容や制度の概要等をPRするため本会の会報(4月号)に掲載するとともに、改善内容や制度の概要等を記載したチラシを作成し、単位会での活用を要請する。

都道府県等への建築CPD情報提供制度活用に向けた働き掛けについて、教育・情報委員会で作成した共同要望文案を広報・渉外委員会とも協議の上、共同要望書へ盛り込む方向で

検討を進めていく。共同要望の実施に先立ち、平成23年度から速やかに要望活動が行えるよう、本件単独の要望書ひな型を作成し、単位会に提供する。この方法により、単位会を通じ、都道府県等への働き掛けを行っていく。また、単位会における本制度への取組みの推進及び都道府県による活用促進に役立てるため、今後、本制度に係る単位会の実態(単位会の活用状況、都道府県の制度活用の有無等)を把握するための調査を実施し、得られた結果を単位会に提供していく。

これに関連して、三栖会長から都道府県等への建築CPD情報提供制度活用に向けた働き掛けは、JIA、士会連合会でも行うかとの質問があり、できることなら、各単位会では3団体で共同で働き掛けを行えたらよいのではないかと意見があった。これについて、高津専務理事より、JIA、士会連合会も建築CPD運営会議のメンバーであるので、建築CPD運営会議座長から都道府県等への建築CPD情報提供制度活用に向けた働き掛けの依頼がなされているが、それぞれの団体の事情があるので働き掛けを行うかどうかはわからない旨の説明がなされた。

これに関連して、佐野理事から建築士定期講習が23年度から単位認定されるとなると3年に一度受講したときに6時間認定されるということでよいか確認したい旨の発言があり、そのとおりである旨の説明がなされた。また、建築士定期講習の認定は、既実施分も遡って認定するとのことであるが、遡って認定する期間を決めた方がよいと思うとの発言があり、鈴木理事(建築技術教育普及センター専務理事)から、建築士定期講習の認定の遡及は平成20年度から建築士定期講習が実施されているので、平成20年度から遡及することになるが、平成23年度の一年間に限り該当者からの申請により認定する方法等も考えられるが、詳細は建築CPD運営会議で協議することになるので決まった段階で広報したいと考えている旨の説明がなされた。

また、上原理事から、建築士定期講習のCPD認定は、士会連合会が独自に行っているCPD制度で認定することになったの

で、追従するような形で今回の制度改善がなされたと思うが、士会連合会が独自に行っているCPD制度が先行しているように感じるので、建築技術教育普及センターが事務局となって運営している建築CPD運営会議も頑張してほしい旨の意見があった。また、日事連では現在、全国大会でのシンポジウム等が建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなっているが、今後の見通しを教えてほしい旨の発言があり、上野教育・情報委員長から日事連では教育・情報委員会の下に管理講習会教材開発検討WGを設置し、年内に管理講習会の教材の完成を目指して鋭意検討している最中である。この講習も認定プログラムの申請をすることになる。なお、今後、建築CPD情報提供制度に係る単位会の実態(単位会の活用状況、都道府県の制度活用の有無等)を把握するための調査を実施し、得られた結果を単位会に情報提供していくこととしている旨の説明がなされた。

5) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報告について

事務局より、昨年10月1日に開催した第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果について、大会参加者842名、パーティ参加者932名、収支結果は19,699,385円となった旨の報告が資料18によってなされた。

6) 第36回全国大会運営特別委員会の委員について

事務局より、第36回全国大会運営特別委員会委員について、資料19によって次のとおり報告がなされた。

委員長 野呂敏秋(日事連副会長)

副委員長 田畑光三(福島会会長)

委員 渡邊 武(福島会副会長)

渡辺光司(福島会専務理事)

中岡数夫(愛媛会名誉会長)

大内達史(日事連常任理事)

田端 隆(三重会会長)

7) 平成23年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成23年度の主な会議日程(予定)について、資料20によって事務局より報告がなされた。

8) 会員・構成員異動報告

平成22年11月末日、12月末及び平成23年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料21の通り。

平成22年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,984事務所、賛助会員4社

平成22年12月31日現在

正会員46団体、構成員15,019事務所、賛助会員4社

平成23年1月31日現在

正会員46団体、構成員15,081事務所、賛助会員4社

〈配付資料〉

資料1 : 平成23年度日事連建築賞の募集要項の主な改正点について

資料2 : 会誌の誌面刷新等について

資料3 : 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)(案)

資料4 : 会員への管理建築士講習の未受講者対策について(案)

資料5 : 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について

資料6 : UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について

資料7 : 会員増強検討ワーキンググループの検討状況について

資料8 : 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について(案)

資料9 : 平成22年度収支予算更正について

資料10 : 平成23年度一般会計予算内訳書(案)

資料11 : 第55回通常総会議案書

資料12 : 平成22年度収支更正予算書説明書、平成23年度収支予算書説明書

資料13 : 第55回通常総会及び第112回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料14 : 建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表について

資料15：住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

資料16：平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答等について

資料17：「建築CPD情報提供制度」(事務局：(財)建築技術教育普及センター)の制度改善等に伴う今後の対応方針について

資料18：第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書

資料19：平成23年度・第36回全国大会運営特別委員会(福島大会)委員について

資料20：日事連・平成23年度主な会議日程(予定)

資料21：会員・構成員異動報告書

■平成23年3月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年3月29日(火) 10:55～12:15

2. 会 場 八重洲富士屋ビル3F「紅葉の間」日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、
中野 満、西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、神崎 貢副会長、中野 満常任理事

6. 議事進行役

神崎 貢副会長

2011-5 日事連会務月報

7. 議事

(1) 専決事項

1) 東日本大震災に関する災害対策本部設置の決定の件

三栖会長及び専務理事より、東日本大震災に関する災害対策本部設置について資料1により次の趣旨の説明がなされた。

東日本大震災対策本部を3月12日に設置した。本会の災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し、単位会の活動を支援することを目的とする。業務としては災害情報の収集、行政・関係機関との調整、単位会への調整・連携、災害対策活動の推進である。当面は、本部長に三栖会長があたり、副本部長は外木場副会長、山田副会長とし、高津専務理事、北野常務理事がこれに加わる組織とした。今後状況によって必要な拡充を行う。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく、東日本大震災対策本部の設置を決定した。これについては、本日午後に開催される全国会長会議でも報告する。

これに関連して、会長より、今後は被災地(特に岩手、宮城、福島)の単位会に対し、必要な支援や活動をしていくことを表明された。専務理事から震災発生後の単位会の被害状況及び活動状況等の報告(ホームページに掲載し、適宜更新中)をするとともに、支援の参考例として阪神・淡路大震災時の兵庫会に設置した建築復興センターの設置概要等の報告がなされた。主な事項は次のとおりである。

①3月14日に東日本大震災対策本部会議を開催し、東日本大震災に関する当面の対応方針を決めた。

②3月16日に三栖会長が東日本大震災への取り組みについての会長声明を発表した。

③3月18日に単位会会長宛に応急危険度判定の広域支援についての連絡及び都道府県への「被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」の都道府県担当課への提出の依頼を行った。なお、この時点では、応急危険度判定の実施について、岩手県及び宮城県については、県内対応で実施する方針となり、福島県については一部広域支援の要請が検討されたが、県内のインフラの状況とガソリン、食料及び宿泊場所の確保等が極

めて困難となっていることから、当面広域支援は延期し、県内判定士で対応することとなった旨の連絡をした。

- ④3月28日に単位会会長宛に「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」の開催及び講師養成講習会の実施についての協力要請をした。なお、講師養成講習会は4月19日に日本建築防災協会の主催で本会が共催して開催するが、受講者は6ブロック協議会から各6名を選定し参加依頼する方法が考えられている。

これについて、上野常任理事等から講師養成講習会の参加人数を増加できないかとの意見があり、日本建築防災協会と協議し、検討することとした。

- ⑤外木場副会長から平成7年の阪神・淡路大震災において日事連と兵庫会が協力して設置した建築復興センターの状況等について説明がなされた。

- ⑥建築関係5団体で災害対応についての連絡会を設置する動きがある。日本建築学会が中心となって、復興に対しても支援の提言ができないものかという話し合いが行われている。この会議は東京で行われ、月に2回程度開催される予定である。また、この会議には都市計画学会も参加が予定されている。この建築関係団体での災害対応会議に対応するため、日事連からは、東日本大震災対策本部副本部長の山田副会長及び業務・技術副委員長の荻原理事をメンバー登録する旨の説明がなされ、了承された。

2) 東日本大震災に係る義援金の決定の件

三栖会長より、東日本大震災に係る義援金について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

- ①東日本大震災に対する義援金として、北海道・東北ブロック協議会に500万円、関東甲信越ブロック協議会に100万円の計600万円を寄付することとしたい。なお、従来は単位会を通じて県へ寄付することとしていたが、今回は使途を限定しないこととしたい。

- ②支出科目は、一般会計「予備費支出」から、平成22年度予備費支出432万円(予算432万円)、平成23年度予備費支出168万円(予算200万円)とし、平成23年4月1日に執行すること

としたい。

これに関連して、西村常任理事から義援金はそれぞれのブロック協議会のどこに送金するのかとの質問があり、それぞれのブロック協議会の幹事県に送金するとの説明がなされた。

また、山下副会長から、平成23年度の予備費支出の予算が32万円となるが問題ないかとの質問に対して、今後開催される理事会で、震災復興に係る事業等の追加に伴い、これらのことを含めて収支予算の更正を行うことになるとの説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料2のとおり東日本大震災に係る義援金を決定した。これについては、本日午後に開催される全国会長会議でも報告する。

3) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止の決定の件

野呂全国大会運営特別委員長より、東北地域の被害状況説明の後、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年10月21日に開催予定の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)については、震災の状況を踏まえ、開催の可能性について検討を行ってきたが、平成23年3月26日付けで主管会である福島会より、「会場に予定していた県文化センターが地震被害で現在使用停止の状況にあること、地震、津波並びに原発事故災害で浜通り地方の相双支部、いわき支部の会員が避難の状況にあること、さらに宮城県を始め北海道・東北ブロック協議会の単位会も大きな被害を受けている状況にあり、現在の状況では全国大会開催は困難である」との報告を受けた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、福島会のこれまでの全国大会開催準備状況等を考えると、大変残念ではあるが、今回の震災による被害状況の事態を重く受け止め、開催を中止することを決定した。これについては、本日午後に開催される全国会長会議でも報告する。今後は一日も早い復興を目指して、本連合会も単位会と連携し、震災の復旧と復興に必要な知識と技術を駆使して、その支援に努めて

いくこととした。

(2) 協議事項

1) 第55回通常総会等の運営について

事務局より、第112回建築士事務所協会全国会長会議及び第55回通常総会の議事の運営について資料4によって説明がなされ、各会議の担当者が次第のとおり進行することを確認した。なお、今回提案する事業計画及び収支予算は震災前の3月8日に開催した通常理事会で議を経た内容であるため、今後行う震災復興に係る追加事業及びそれに伴う収支予算の更正については理事会で行うことを議案説明の冒頭で説明することとした。

2) UIA2011東京大会グループ登録の案内について

専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。
UIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)から3月7日に建築関係5団体に対しグループ登録の案内及び協力要請があった。
この件について建築学会、士会連合会はJOBが希望する業務の対応は難しい旨の回答がなされている。また、建築業協会では対応は難しいとのことであった。
協議の結果、今回の協力要請は震災前の要請であるので今後の状況を把握し、その上でこれらの内容を単位会に案内し対応していくこととした。

(3) 報告事項

1) 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について

専務理事より、建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について次の趣旨の報告が資料6によってなされた。

建築確認手続き等の運用改善(第二弾)については、3月25日に国土交通省より概要公表がなされ、所要の政令・省令・告示の改正等について本年5月1日より施行される予定とのことである。また、規制改革等の要請への対応についても本年度中に措置される。これらのことについての説明会(4月6日・国土交通省会議室)を建築関係団体を対象に行うとの連絡が国からあったので、この説明会の開催について3月28日に単位

会へ連絡した。なお、建築確認手続き等の運用改善(第二弾)等の内容の周知を図るため、本説明会実施後、各建築設計団体等において、地域レベルでの研修会の開催についての協力依頼を行った。

2) 会員・構成員異動報告

平成23年2月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。
単位会別構成員数等は資料7の通り。

平成23年2月28日現在

正会員46団体、構成員15、123事務所、賛助会員4社

3) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料8、資料9により報告がなされた。

<配付資料>

資料1: 東日本大震災に関する災害対策本部の設置について

資料2: 東日本大震災に係る義援金について

資料3: 第36回建築士事務所全国大会福島大会の開催について

資料4: 第55回通常総会(平成23年度予算総会)、第112回建築士事務所協会全国会長会議運営次第

資料5: UIA2011東京大会グループ登録案内及び協力要請への対応について

資料6: 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について

資料7: 会員・構成員異動報告書

資料8: 後援・協賛名義使用の件

資料9: 経過報告

■第4回 教育・情報委員会議事概要

日 時 平成23年4月8日(金) 14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

委員 相場 博、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐、岩田 守
神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、吉田 茂、
市川 貴之、野出 友樹、夏目 浩行

欠席者 宮原 克平、遠山紀芳

〈配付資料〉

前回議事録

報告 : 直近の研修会等の状況について

資料1-1 : 会員建築士事務所の基礎的データ調査の概要等について

資料1-2 : 会員建築士事務所の基礎的データ調査報告書

資料1-3 : 追補版の集計方法

資料2-1 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

資料2-2 : 講習会等実施者用マニュアル(抜粋)

資料2-3 : 参加登録希望者用マニュアル(抜粋)

資料2-4 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

資料2-5 : 会誌4月号に掲載した周知文書

資料2-6 : プログラム出席者名簿取扱要領(抜粋)

資料2-7 : 「建築CPD情報提供制度」の実績活用の促進について(モデル文案)

資料3-1 : 法定講習の実施状況等について

資料3-2 : 管理建築士講習未受講事務所への受講促進メールについて【建築教育センター作成】

資料3-3 : 建築士定期講習の要請型講習に関する打合せメモ

資料4-1 : 第5回管理講習会教材開発検討WG検討事項(案)

資料4-2 : 都道府県知事に対する管理講習の知事指定継続要望について

報告:

議事に先立って、事務局より、平成23年4月6日に実施された「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応に係る説明会」、平成23年4月19日に開催予定の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会の講師養成講習会」及び今後開催予定の「(仮称)実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用講習会」について、それぞれの講習会の趣旨、開催時期、テキストの取扱い等について説明がなされた。

議事:

(1) 会員建築士事務所の基礎的データ調査について

事務局より、資料1により会員建築士事務所の基礎的データ調査結果についての説明に併せ、報告書を各20部ずつ単位会宛て

送付済である旨が報告された。

しかし、今回取りまとめた報告書の中で、一部不備が見つかったため、本年6月中旬を目途に追補版を発行したいとの説明があり、協議の結果、了承された。

なお、上野委員長より、「報告書のデータを見ると、事務所所員が10名未満の事務所が非常に多いため、今後、各種施策を行う際には、ここをターゲットにしていくことが参考になる」との発言があった。

(2) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料2により平成23年3月3日に開催された第18回建築CPD運営会議の内容について報告がなされた。主な報告事項は以下の通り。

1) 建設系CPD協議会へのオブザーバー参加について、反対意見を出していた建築士会連合会が内部で再検討した結果、参加について了承を得たとの報告がなされた。

2) 建築士定期講習のCPDプログラム認定について、具体的内容が決定

i. プログラム審査は不要

ii. 認定時間に審査時間も含める

iii. 認定プログラム以外(他民間登録講習機関によるものの講習については自己申請によりCPD実績となる

iv. 平成23年3月以前に受けた建築士定期講習について
も自己申請によりCPD実績となり、自己申請費用は500円/件とする

v. 単位会には、追認の申請方法等のマニュアルを配布

3) 都道府県に対する活用推進要望について、共同要望書に先立ち、単位会に向けて要望文書のモデル文案を送付し、都道府県への要望活動に活用していただくよう依頼済である。

また、今後CPD認定プログラムを予定している講習会等についての説明に併せて、今後、作成予定の制度理解のためのマニュアルについて、どのような項目を取り上げて解説すべきか議論した。各委員からの主な意見としては、

① 建築CPD情報提供制度の取り組みについては、各単位会で温度差があるため、本制度を広く普及させていくために

は、全国的に周知する等の行動を実施していく必要がある。

②どのようにして自治体に申し入れをすればよいのか。また、本制度の事務局となっている(財)建築技術教育普及センターにも、さらに自治体に向けて働きかけを行ってもらいよう意見していくと同時に、広報・渉外委員会でも共同要望書を作成する。

③都道府県・市町村に十分な説明を行うためにも、事務局にて早急に制度全体を理解できるようなマニュアルを作成し、単位会に周知していくことが重要である。

行政側も、建築CPD制度について十分に理解しているところは少ないため、まずは各都道府県の行政に対して事務所協会がしっかりと説明及び要望を行うことが課題である。そのためには、まず単位会がCPD制度について深く理解しておく必要があるため、できるだけ早急に制度理解のためのCPDマニュアルの作成を行うこととした。

(3) 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

事務局より、資料3-1に基づいて、直近の法定講習の実施状況、平成23年度第二期講習(7月～9月)の受付期間・開催予定等についての説明がなされた。

また、国交省が取りまとめた都道府県別の管理建築士講習受講状況についての説明が併せてなされ、現時点で相当数の未受講者が残っているため、その数を満たす会場確保を単位会に依頼している旨の説明がなされた。最後に、地震の影響で中止もしくは延期となった講習会がいくつかあるとの報告も併せてなされた。

続いて、資料3-2により、管理建築士講習未受講事務所への受講促進がレクメールについて事務局より説明がなされた。都道府県と(財)建築技術教育普及センターが共同でレクメール発送を行うところが大半だが、いくつかの都道府県では県独自に対応するところもあるとの説明がなされた。

次に、資料3-3により、平成23年3月16日に五者(東京都建築士事務所協会・日事連・東京建築士会・士会連・財建築技術教育普及センター)により行われた、建築士定期講習の要請型講習に関す

る打合せについての報告がなされた。主な報告事項は以下の通り。

- ・東京建築士会は、平成23年度に開催する全23回の建築士定期講習に集中的に対応する方針。
- ・士会連は東京建築士会を補完し、直営で通常の建築士定期講習と要請型講習に取り組む。
- ・士会連の直営による建築士定期講習については、東京建築士会及び東京都建築士事務所協会の同講習に影響を与えないよう、開催時期・場所等に配慮して計画する。
- ・東京都建築士事務所協会では、要請型講習について、実施の可否について、今後検討を進める。
- ・日事連及び士会連では、各構成単位会に対して行っている建築士定期講習の要請型講習に関するアンケート調査結果を踏まえて、取り組みを希望する単位会に関しては、個別に対応していく。

上記報告事項を踏まえ、要請型講習に関して、上野委員長より現在50名に設定されている最低開催人数を、もう少し柔軟に対応できるように意見していくべきとの発言があった。

(4) 管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料4により、管理講習会教材開発検討WGの検討事項(今後のスケジュール、講義時間、項目、執筆者等)に関して説明がなされた。

委員からは、地域編の取扱いに対して、どのように実施すればよいかなどの方針を何か示してもらわないと対応が難しいのではないかなどの意見が出された。

これに対し、上野委員長より、従来行っていた知事指定講習では、まず冒頭に都道府県の建築行政担当者が1時間程度、法令について講義を行っており、今回の地域編もそのように対応すればよいのではないかなどの検討を進めているが、詳細については今後のWGでの議論を踏まえ、報告することとした。

その後、知事指定継続のための陳情活動に利用していただく、モデル文案についての説明が事務局よりなされ、了承された。また、今後、知事指定の状況について調査を行うこととした。

また、委員より、モデル文案について、単位会会長名と日事連会

長名の連名にした方が、全国的に同調した行動を実施しているとの印象を与えられるため、効果的なのではないかとの意見が出された。以上の協議の結果、今後、5月の常任理事会、6月の会長会議を経て、知事指定要望を実施することとした。

(5) その他

平成22年度事業報告(案)と管理講習会教材開発検討WGの「詳細目次(案)とそのねらい」の承認については、まず5月の常任理事会に諮る必要がある。その前段階として本委員会の承認を要するが、新教材テキスト目次の承認に関しては委員長一任でどうかとの提案が上野委員長よりなされ、協議の結果、了承された。事業報告(案)に関しては、メールにて全委員の確認を得ることとした。

次回委員会 平成23年6月29日(水) 14:00～16:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

5月26日 建築設計制度等対応特別委員会

31日 会誌編集専門委員会

6月 2日 日事政研役員会

通常理事会

7日 会員増強検討WG

10日 日事連建築賞選考委員会

■4月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年4月1日～4月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	1,009	+ 52	5,191	19.4	221	- 1	21.9
青 森	171	+ 2	1,115	15.3	33		19.3
岩 手	246		1,212	20.3	60		24.4
宮 城	298	+ 1	2,447	12.2	58	- 1	19.5
秋 田	168		1,351	12.4	42		25.0
山 形	189		1,444	13.1	47		24.9
福 島	201	+ 1	1,869	10.8	49		24.4
茨 城	501		2,557	19.6	140	- 1	27.9
栃 木	173		1,673	10.3	88	- 1	50.9
群 馬	175		2,126	8.2	92	- 1	52.6
埼 玉	576		5,802	9.9	104	- 2	18.1
千 葉	430		4,137	10.4	95	- 1	22.1
東 京	1,379		17,321	8.0	359	- 5	26.0
神奈川	780	- 5	6,887	11.3	148	- 4	19.0
新 潟	290		2,764	10.5	105	+ 1	36.2
長 野	495		2,583	19.2	115	- 1	23.2
山 梨	114	+ 1	966	11.8	13		11.4
富 山	291		1,454	20.0	55	- 2	18.9
石 川	264	- 2	1,306	20.2	51		19.3
福 井	267	- 1	1,131	23.6	57	- 1	21.3
静 岡	566		3,779	15.0	137		24.2
愛 知	591	- 8	5,742	10.3	125	- 4	21.2
三 重	182	+ 4	1,546	11.8	61	- 2	33.5
滋 賀	195	- 3	1,372	14.2	35		17.9
京 都	270		2,485	10.9	79	+ 1	29.3
大 阪	920		7,306	12.6	169	- 3	18.4
兵 庫	503		4,216	11.9	118	- 3	23.5
奈 良	116	- 3	1,041	11.1	21		18.1
和歌山	116	- 2	856	13.6	25	- 1	21.6
鳥 取	81	+ 2	561	14.4	43		53.1
島 根	151		785	19.2	67	+ 3	44.4
岡 山	450		1,749	25.7	58	- 1	12.9
広 島	384		2,739	14.0	116		30.2
山 口	110	- 4	1,373	8.0	35		31.8
徳 島	98		1,027	9.5	13		13.3
香 川	102	+ 1	1,372	7.4	18		17.6
愛 媛	131	- 2	1,428	9.2	25		19.1
高 知	147		793	18.5	16		10.9
福 岡	493	+ 1	4,365	11.3	130	- 2	26.4
佐 賀	171		700	24.4	28		16.4
長 崎	241		1,005	24.0	42		17.4
熊 本	227		1,560	14.6	81	- 1	35.7
大 分	196		1,067	18.4	36		18.4
宮 崎	132	- 1	1,260	10.5	62	- 2	47.0
鹿児島	320		1,533	20.9	78	+ 1	24.4
沖 縄	183	+ 1	1,373	13.3	46		25.1
計	15,093	+ 35	118,369	12.8	3,596	- 34	23.8

※建築士事務所登録数は平成22年9月末日現在の数字である。